

議案第 1 号

飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 省略 2 省略 3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市長が定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 省略 2 省略